

五泉の魅力 PR 動画等制作業務委託に係る 事業者選定公募型プロポーザル実施要領

五泉市（以下「本市」という）では、五泉の魅力 PR 動画等制作業務を外部委託するため、公募型プロポーザル（企画提案）方式により事業者を募集します。つきましては、そのための必要事項をこの実施要領に定めたので、応募に当たっては参加申込書等の必要書類を提出してください。

1 業務名

五泉の魅力 PR 動画等制作業務

2 業務の内容

「五泉の魅力 PR 動画等制作業務委託仕様書」のとおり

3 事業期間

以下のとおりとする。

契約締結日から令和3年3月31日（水）

ただし、本業務は繰越予算が議決されているため、国の繰越承認を得て、履行期間の変更を行うこととしている。本業務における業務スケジュールは契約締結日から令和3年9月30日（木）として作成し、提出すること。

4 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

5,236,000円以内とする。

※契約時の予定価格を示すものではなく、この金額での契約を約束するものではない。

5 事業者選考

公募型プロポーザル方式

6 プロポーザルの審査

別に定める審査基準に基づき、このプロポーザル参加者のうち次の全ての要件に該当する者の中から、企画提案書や二次審査の内容、提案価格等により総合的に選考し、最優秀事業者を決定する。

- (1) 企画提案書が期限内に提出され、提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) 二次審査に参加していること。
- (3) 提案価格が提案上限額内であること。

7 参加資格要件

応募する事業者は、申込時において次に掲げる要件をすべて満たすこと。また、応募に関して必要な費用は参加事業者の負担とする。

- (1) 新潟県内に本社、支社又は事業所等を有すること。
- (2) 令和2年9月16日（水）までに五泉市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 五泉市または他の自治体において指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定にいずれも該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て中、または再生手続き中ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て中、または更生手続き中ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

8 参加手続き

(1) 担当（※各種提出先）

五泉市企画政策課 企画政策係（担当：瀬倉、桐生）

住所：〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1

電話：0250-43-3911（内線315、317）

FAX：0250-42-5151

メールアドレス：kikaku@city.gosen.lg.jp

(2) 日程

公告開始	8月20日（木）
参加申込書 受付期間	8月20日（木）～28日（金）
質問受付期間	8月20日（木）～25日（火）
質問回答予定日	8月27日（木）
企画提案書 受付期間	8月31日（月）～9月11日（金）
一次審査（書類審査）	9月16日（水・予定）
一次審査結果通知	9月18日（金・予定）
二次審査（プレゼンテーション）	9月28日（月・予定）
選考結果通知	9月30日（水・予定）

(3) 参加方法（申込み）

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出するものとする。

ア. 提出書類（各1部）

- ① プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式第2号）
- ③ 業務実績（様式第3号）

イ. 提出方法

持参又は郵送

ウ. 受付期間

令和2年8月20日（木曜日）～28日（金曜日）午後5時【必着】

エ. 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でも本市における他の入札等への参加において不利益を被ることは無いものとする。

- ① 提出書類 辞退届（様式第7号）
- ② 提出方法 持参または郵送

(4) 質問事項の受付及び回答

ア. 提出書類

質問書（様式第6号）

イ. 受付期間

令和2年8月20日（木曜日）～25日（火曜日）午後5時【必着】

ウ. 提出方法

電子メールのみ

※件名は「五泉の魅力PR動画等制作業務委託 質問書（企業名）」とし、質問書を添付ファイルとして送信する。なお、送信後は必ず担当課へ着信を確認すること。

エ. 質問に対する回答

令和2年8月27日（木曜日）に五泉市ホームページ上にて回答する。なお、質問事項が重複しているものは整理して回答する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出物

参加表明書を提出した者は次のとおり企画提案書を提出すること。

ア. 提出書類

- ① 企画提案書（様式第4号）
代表者印押印の上、企画提案書の鑑表紙として提出すること。
- ② 企画提案書内訳書（任意様式）
様式は任意とするが、次の事項及び内容を記載すること。

事 項		内 容	備 考
1	企画概要	「五泉の魅力 PR 動画等制作業務委託仕様書」に基づく企画のコンセプト・考え方を記載すること。	
2	実施体制	業務の実施体制、業務従事者、分担業務の役割等について記載すること。	
3	スケジュール	業務のスケジュール、進行管理について記載すること。	

③ 提案価格書（様式第5号）および内訳書

- ・本業務の提案価格を記載すること。
- ・内訳書（様式任意）を添付し、項目ごとに積算額、根拠を明確に示すこと。
- ・各金額は税込み額とし、契約期間中に要する金額を全て計上するものとする。

イ. 共通事項

- ・用紙はA4、文字サイズ10ポイント以上とする。
- ・企画提案書は鑑表紙を除いて15ページ以内で両面印刷とする。
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

ウ. 提出部数

- ・正本 1部（代表者印押印のもの）
- ・副本 8部（正本の写し）
- ・企画提案書内訳書については、PDF形式の電子データ

エ. 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし、電子データの提出については、CD-R等の提出のほか、電子メールでの提出も可とする。

オ. 提出先

五泉市役所企画政策課

カ. 受付期間

令和2年8月31日（月曜日）～9月11日（金曜日）午後5時【必着】

10 一次審査及び二次審査

(1) 審査の流れ

本プロポーザルは、五泉の魅力PR動画等制作業務委託 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、下記のとおり行う。ただし、審査方法については、新型コロナウイルスの感染拡大状況等の理由により、やむを得ず変更することがある。

(2) 一次審査

提案書等による一次審査を行い、得点の高い順に上位4者程度までを次の二次審査の対象とする。

審査結果は、令和2年9月18日（金曜日・予定）に書面及び電子メールで参加者全員に通知する。

(3) 二次審査

一次審査を通過した事業者より、上記9の提案書類等をもとに説明を受けるため、二次審査（プレゼンテーション）を行う。

(4) 二次審査開催期日・会場

期日 令和2年9月28日（月曜日・予定）

会場 五泉市役所 本庁舎（予定）

(5) 二次審査の時間指定について

一次審査結果とともに、二次審査の開始時刻を指定した通知書を対象事業者に書面及び電子メールで送信する。開始時刻の指定は「参加申込書」提出順位をもとに指定する。なお、送信を受けた二次審査対象事業者は、当日中に担当課まで受信した旨を連絡すること。

(6) 二次審査の内容

- ・ 1事業者あたり30分（準備5分、説明15分、質疑10分）とする。
- ・ 説明者は本業務担当者を原則とし、二次審査参加者は3名以内とする。
- ・ 説明は企画提案書に基づき実施すること。
- ・ 二次審査会場にはプロジェクター及びスクリーンを準備するので、使用を希望する場合にはHDMI出力が可能なパソコン等を用意すること。

1.1 最優秀事業者の選定

企画提案書・二次審査・企画提案額の内容をもとに選定委員会が審査を行い、選定基準に基づいて評価・採点のうえ最優秀事業者を決定する。審査の結果は全ての二次審査参加者に対し9月30日（水曜日・予定）に書面で通知する。

1.2 受託事業者決定に関する事項

(1) 契約先

審査の結果、最も評価の高い事業者1者を優先交渉先とし、本件業務における受託内容について協議を行う。協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者と協議に入るものとする。

(2) 契約

五泉市契約事務規則に基づき締結する。

(3) 注意事項

本業務契約の相手方の決定については、特定された事業者を対象にして本市の内部手続きを得た上で決定されるものであり、優先交渉先の特定通知をもって本業務の受託者（相手方）を約するものではない。

1.3 失格要件

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に違反した場合。
- (2) 本実施要領に定める手続き以外の手法で、選定委員会等関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合。
- (3) 「7 参加資格要件」を満たしていないことが明らかになった場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合。
- (6) その他、選定委員会が本実施要領に違反すると認める場合。

1.4 その他留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者はプロポーザルの参加に当たり知り得た内容・情報は他人に漏らさないこと。
- (3) 担当者の連絡先を必ず明記すること。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 選考した事業者の提案書に記載された内容の著作権は、本市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (6) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には応じない。
- (7) 提出された提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。
- (9) 提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (10) 天災地変等の不可抗力、その他 受託事業者の責に帰し得ない事由により、本業務の全て又は一部の履行遅滞、履行不能を生じた場合には、状況を考慮のうえ別途協議する。